

議案第 1 1 号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

福祉部生活援護課

1. 改正の理由

令和 3 年 6 月「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う生活保護法等の改正により、令和 5 年度中に、原則としてマイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認が導入される。

生活保護法は保護の対象を「国民」としていることから、昭和 29 年の国の通知で「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」により「在留カード及び特別永住者証明書を所有した生活に困窮する外国人に対しては、国民と同様の取り扱いに準じること」とされている。

このため、本市で生活保護を受給している外国人が、医療扶助のオンライン資格確認を行うシステム利用のため、マイナンバー法第 9 条第 2 項に規定する、市の独自利用事務として登録する必要があることから当該条例を改正する。

2. 改正の内容

「朝霞市個人番号の利用に関する条例」の第 4 条「個人番号の利用範囲」に定める別表第 1 及び別表第 2 に「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」として新たに 6 を新設する。

また、それに伴い別表第 2 の 1、2、3、5 の特定個人情報の欄に「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を追加する。

3. 施行日

公布の日から

担当

福祉部生活援護課

電話 4 6 3 - 1 5 4 6